

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
企画部	長谷川 久仁子

1. 現状と課題

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、第二期実施計画に基づき各施策を着実に推進する必要がある。また、「第二期大泉町総合戦略」については、令和6年度が最終年度となるため、国の方針等を考慮しながら、次期計画について検討する必要がある。
- ② 「第7次大泉町行政改革大綱」については、社会情勢等を注視しながら、実施計画に基づく各取組を推進する必要がある。
- ③ 地方創生の推進については、本町の特色を生かしながら、住民ニーズ等を捉えた先進的・効果的な取組を進める必要がある。
- ④ 新庁舎整備については、令和8年度の供用開始に向けて、建設工事を着実に進める必要がある。また、公共的活用空間の活用に関する検討についても取組を進める必要がある。
- ⑤ 情報政策については、デジタル技術を活用した町民の利便性向上や業務の効率化を推進するとともに、引き続きセキュリティの維持・向上を図る必要がある。
- ⑥ 協働のまちづくりについては、町の事業や住民活動等が感染症拡大前に近づきつつ活発化してきたことから、住民参画意識の高揚を図り、人材バンク制度や補助制度の活用を促進する必要がある。
- ⑦ 「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念に基づき全庁的に人権施策に取り組むとともに、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」に掲げた施策の取組を進めることで、あらゆる人の人権が尊重されたまちづくりを推進する必要がある。
- ⑧ 多文化共生については、生活習慣の違い等お互いを理解しつつ、ルールやマナーが守られた秩序あるまちづくりを推進する必要がある。

2. 取組方針

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」第二期実施計画については、「大泉町行政マネジメントシステム」を効果的に活用し、進捗管理を行う。また、「第二期大泉町総合戦略」については、現計画の進捗管理を行うとともに、国の動向を注視しながら、次期計画についての検討を行う。
- ② 「第7次大泉町行政改革大綱」については、実施計画を作成し、これに基づく取組の進捗状況を確認する。
- ③ 地方創生の推進については、先進自治体の事例を調査・研究しながら、本町の特色を生かした取組を検討・実施する。また、様々な媒体を有効に活用しPRを行う。
- ④ 新庁舎整備については、実施設計に基づき、建設工事を着実に進める。また、公共的活用空間の利活用についても、公共施設の在り方や今後の方向性等さらに検討を進める。
- ⑤ 情報政策については、町民の利便性向上や業務の効率化が図れるよう、現在使用しているシステムやアプリの拡充及び有効活用を行うとともに、新たなツールについて調査・研究及び実証実験を行う。また、職員に対し研修や有事を想定した訓練等を実施し、セキュリティ意識の向上を図る。
- ⑥ 協働のまちづくりについては、セミナー等により住民参画意識の高揚を図るとともに、人材バンク制度や補助制度のPR及び積極的な活用を住民活動団体等へ働きかける。
- ⑦ 人権政策については、広報・ホームページ等を活用し町民への情報発信を行いさらなる人権意識の醸成を図るとともに、全庁的に各部署があらゆる業務において取り組めるよう働きかけを行う。また、男女共同参画についてはセミナーをはじめ「第四次大泉町男女共同参画推進計画」に掲げた施策における各部署の取組を推進する。
- ⑧ 多文化共生については、キーパーソンや関係機関・関係部署と連携し、生活するうえで必要となるルールやマナーを習得する機会を提供するとともに、町事業や地域活動における外国籍住民の参画や日本人住民との交流の機会をつくる。

3. 中間レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」第二期実施計画については、行政マネジメントシステムを活用し、進捗管理を行った。併せて、「第二期大泉町総合戦略」の各プロジェクトにおける取組についても同様の進捗管理を行うとともに、総合計画と整合をとりながら一体的に取り組む方法について検討した。
- ② 「第7次大泉町行政改革大綱」については、所管課を中心に実施計画の各取組を進めるとともに、推進本部会議において今後の歳出抑制のための協議を行った。
- ③ 地方創生推進の取組として、公式マスコットキャラクターの活用についてカップセルトイの販売を行うほか庁内及び各種団体・事業所等の活用が広がるようPRを行った。また、ふるさと納税に関しては新たな返礼品提供事業者との連携のための調整を行った。
- ④ 新庁舎整備については、建設工事費の増額に伴い補正予算による対応の必要性が生じたため当初予定していたスケジュールから遅れが生じたが、議会の皆様のご理解等により最小限の遅れで着工した。
- ⑤ 情報政策については、町民の利便性向上や業務の効率化を図るためのデジタル技術の活用手法の検討を行った。また、職員のセキュリティ意識の維持向上を図るための研修や自己点検等を実施した。
- ⑥ 協働のまちづくりについては、補助制度等の周知を行うとともに、住民活動団体等に対し制度活用の働きかけや助言を行った。
- ⑦ 人権政策については、庁内各部署及び関係団体等が人権に配慮した活動が行えるよう、周知・啓発を行った。また、男女共同参画の推進については、全国的に自然災害が発生していることを考慮して防災をテーマとしたセミナーを開催した。
- ⑧ 多文化共生については、文化の通訳養成講座や多文化共生懇談会等を開催し、外国籍住民のごみ分別などの理解促進に取り組んだ。また、キーパーソンと連携した取組みを進める中で、さらなる相互理解と友好を図るため、町長とともにネパールへの現地視察を実施した。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営
Ⅲ2 協働のまちづくりの推進
Ⅲ3 多文化共生の推進
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進
Ⅲ5 情報共有化の推進
Ⅲ6 地域創生の推進

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
企画戦略課	中村 真
1. 現状と課題	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、第二期実施計画の3年次を迎え、目標達成に向けて、着実な進捗管理に引き続き取り組む必要がある。また、計画期間の最終年である「第二期大泉町総合戦略」については、第二期実施計画との一体的な進捗管理を進めながら、次期計画について検討をする必要がある。</p> <p>② 広域行政については、近隣自治体で組織する協議会等を効率的かつ効果的に活用し、共通で抱える課題解決に向けて情報共有・調査研究を行う必要がある。さらに、広域での交流人口や関係人口の増加に向けて、社会情勢に適応した手法による取組を近隣の地域が一体となって検討する必要がある。</p> <p>③ 本町のまちづくりの担い手となる人口を将来にわたって維持していくため、本町の魅力を町内外に向け広くPRすることで、他地域から本町への移住者の増加を図るとともに、本町での定住を促進していく必要がある。</p> <p>④ 「大泉町行政マネジメントシステム」については、運用する職員が活用しやすく、かつ行政サービスに対して最大限の効果が得られるよう、有効性を保ちながらも柔軟に改善を続けていく必要がある。</p> <p>⑤ 行政評価については、「大泉町行政マネジメントシステム」を活用し、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」における各取組の評価を適正に行うほか、外部評価についても事業の計画や実行に有効に活用できるよう、さらに効果的な評価としていく必要がある。また、町民の町政に対する評価である町民満足度・意識調査については、回収率の向上にむけた取組が必要である。</p> <p>⑥ 「第7次大泉町行政改革大綱」については、3年次となる。社会情勢の変化にあわせ、スピード感と効率性を重視して取り組むとともに進捗管理を進める必要がある。</p> <p>⑦ 公共施設マネジメントについては、新庁舎建設が控える中、施設の適正な維持管理により、厳しい財政状況の中で、費用の効率化を図っていく必要がある。また、更新や集約・複合化など今後の公共施設のあり方についても総合的に検討していく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の第二期実施計画及び「第二期大泉町総合戦略」の推進にあたり、「大泉町行政マネジメントシステム」を効果的に活用し、目標達成に向けて適切な進捗管理を行う。さらに「第二期大泉町総合戦略」の最終年度となることから、事業展開をより効果的なものにするため、総合計画実施計画との一体化に向けた検討を行う。</p> <p>② 広域行政については、近隣自治体の共通課題である利根川新橋の早期建設に向けて、利根川新橋建設促進期成同盟会の構成自治体と連携しながら、関係機関等への働きかけを行う。また、両毛広域都市圏総合整備推進協議会を中心として圏域内全体の振興を図る取組を推進するほか、近隣の地域と交流人口・関係人口の増加に向けた事業の検討を行う。</p> <p>③ 企業版ふるさと納税の活用を推進しつつ、特色あるまちづくりを広くPRすることで町民の定住を促進することに加え、県や近隣自治体と実施する移住支援についての周知を行う。また、町の認知度向上に向けた取組として、ふるさと納税制度を通して町の取組のPRを行う中で、より多くの魅力的な地場産品を返礼品として採用できるよう、町内事業者の支援を行っていくほか、町公式マスコットキャラクターの様々な分野での活用を図る。</p> <p>④ 「大泉町行政マネジメントシステム」の有効性を保ちながら、効率的な運用を図るために改善を続けていくと同時に、全職員への意識付けや理解度向上を図るための情報提供や提案を積極的に行う。</p> <p>⑤ 主要事業評価については、課題解決とより良い行政サービスの提供につなげるため、適正な評価となるよう各部署と連携し実施する。外部評価については、評価者・被評価者と情報共有や意見交換を行うなど連携を密にし、精度の高い評価を得られるよう工夫を続けていく。また、町民満足度・意識調査については、回収率の向上を図るため、調査内容や回答方法の検討を行う。</p> <p>⑥ 「第7次大泉町行政改革大綱」の年次の取組計画を策定し進捗管理を適切に行うほか、新たな課題が発生した際には、所管課や関係部署との連携を密に行い、迅速に対応し、課題の解決を図る。</p>	

- ⑦ 公共施設マネジメントについては、次期個別施設計画の策定を進め、短期的な維持管理の方向性を具体的に検討し整備計画を作成していく。また、施設の将来的な更新や集約等を見据えた整備計画としていく必要があるため、中長期的な施設のあり方についても調査・研究を行っていく。

3. 中間レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の「第二期実施計画」及び「第二期大泉町総合戦略」に基づく令和6年度の取り組みについて、行政マネジメントシステムに基づき、第1四半期の実施状況を把握するとともに、改善を図りながら第2四半期の取り組みを推進した。
また、総合戦略については、令和6年度が第二期計画の最終年度となるが、総合計画と整合性のとれた総合戦略とするとともに、策定作業や策定後の進行管理の効率化を図るため、次期総合計画実施計画との一体化について検討を行った。
- ② 広域行政について、利根川新橋関連では、群馬県、埼玉県ともに地元説明会や測量が行われるなど、新橋建設に向けて動き出している中、利根川新橋建設促進期成同盟会に加盟している自治体との連携を継続し、早期建設を促進していく。
また、交流人口・関係人口の増加を図るため、両毛地域の住民を中心とする交流イベントとして両毛広域都市圏総合整備推進協議会が主体となって実施する両毛グルメスタンプラリーへの参画や近隣自治体が主体となる婚活イベントに共催として参画した。
さらに、広域での移住受け入れにつなげるため、オール群馬移住セミナー（11月中旬予定）や太田市、館林市を加えた近隣自治体で行う移住定住セミナー（10月中旬予定）の開催に向けた調整を行った。
- ③ 移住支援については、群馬県やふるさと回帰支援センターと連携し、町の情報を発信するとともに、移住支援金制度などについて随時相談を受け付けた。
ふるさと納税制度を通じて町の取組のPRを行うため、ポータルサイトの追加に向けた調整や返礼品を充実するために町内事業者と調整を行うとともに、ふるさと納税の対象となる地方団体の次期の指定に合わせて、返礼品目や寄附金額の見直しを行った。また、町ホームページや広報紙、企業情報交換会等で電子黒板活用推進事業について、企業版ふるさと納税の活用事業として寄附の募集を通してPRを行った。
さらに、町公式マスコットキャラクター「イズミオ～」のカプセルトイを7月1日から400個を限定で販売し、本町のブランド力の向上や町への愛着の醸成を図った。
- ④ 「大泉町行政マネジメントシステム」の有効性を保つため、職員がより理解しやすいシステムとなるよう、マニュアルを一部改訂した。
また、内部監査員の養成を行うとともに、マニュアルの改訂内容について課長会議において説明し、全職員への情報共有を行うなど、職員への意識付けや理解度の向上を図った。
- ⑤ 行政評価については、主要事業について年間計画及び目標値を設定し、四半期ごとに実績値、進捗取組状況、改善策等を確認し、進行管理を行った。また、町民満足度調査については、令和6年4月中旬から5月上旬にかけて令和5年度分について調査を実施し、その結果を町ホームページにおいて公表した。さらに、外部からの評価の一環として関東学園大学に依頼している学生視点での事業評価（提案）について事業の選定、所管課ヒアリングなどを行った。
- ⑥ 「第7次行政改革大綱」については、取組計画を策定し、その計画に基づき進捗管理を行った。今後も各所管課と連携し、進捗管理を徹底していく。
- ⑦ 令和5年度に実施した各施設の現地調査の結果をまとめ、施設の課題等の整理を行った。また、現地調査を踏まえた各施設における修繕等整備の必要な箇所について洗い出しを行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	行政マネジメントシステム事業
	行政改革推進事業
Ⅲ6 地域創生の推進	地方創生推進事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
新庁舎建設室	内田 雅史

1. 現状と課題

- ① 令和8年度の新庁舎供用開始に向け、令和5年度に策定した庁舎建設実施設計に基づき、関連部局等と調整を図りながら建設工事を着実に推進する必要がある。
- ② BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)などの各種認証及び一般単独事業債の申請など、庁舎建設に関連する各手続きを計画的に進める必要がある。
- ③ 什器整備計画や移転計画に着手し、滞りなく庁舎移転できるよう、準備を進める必要がある。
- ④ 新庁舎建設の検討を進めていくなかで顕在化してきた課題について、着実に対応していく必要がある。

2. 取組方針

- ① 速やかに建設工事に着手できるよう、必要な手続きを精査したうえで関連部局と綿密な調整を行う。また、庁舎建設用地周辺住民を対象とした建設工事に関する説明会を開催し、周辺住民の方々に安心していただいた状態での工事着工を目指すとともに、施工業者とも綿密な連携を図っていく。
- ② 認証取得等に必要となる書類等の作成及び申請資料準備などの作業に関するスケジュールを立案し、抜けや漏れがないよう計画的に進めていく。
- ③ 業務委託事業者と連携し、より効率的な移転作業を実現することを目的に、必要な作業を着実に実施する。
- ④ 新庁舎整備の検討を進めていくなかで顕在化してきた課題については、関連部局と連携しながら、課題解決に向けた方策について協議を行う。

3. 中間レビュー

- ① 労務単価や建築資材の高騰などの影響により入札金額を変更した上での入札を行った。入札金額の変更に伴い、当初の予定より1ヶ月程度契約締結に遅れが発生したが、令和8年5月の供用開始に向けて着実に工事を進める。
建設工事に関する住民説明会については、住民の来庁にかかる負担を考慮し、町職員と施工業者で対象の住宅を訪問した上で説明を行った。今後も、周辺住民の住環境に配慮しながら作業に取り組む。
- ② 庁舎建設工事定例会議を開催し、工事の全体工程と整合性を図った上で、必要な手続きについて進捗管理を行っている。引き続き、抜けや漏れがないように管理を徹底する。なお、起債申請は入札日程の変更に伴い、1次申請での提出を見送り、2次申請で行うこととした。
- ③ 予定通り、委託事業者を選定の上、転用什器の調査を実施し、移転が必要な什器の洗い出しを行った。今後、新規購入する什器とのバランスを考慮しながら、入札に向けた最終調整を行う。
- ④ 顕在化してきた課題について整理した上で、進捗状況の管理や内部での調整を行った。関連する部署が多岐にわたる課題については、新庁舎建設室でとりまとめを行い、解決に向けた協議を実施している。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	新庁舎整備事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
情報政策課	野邊 陽一郎

1. 現状と課題

- ① 生成AIの飛躍的な進化など、デジタル技術の急速な進展に伴い、住民サービスや内部業務において積極的にデジタル技術を活用していく必要がある。
- ② 基幹業務システムの統一・標準化について、対象業務システムのほか、密接に関連する業務システムについても確実にデータ連携が行えるように検証するなど対応が必要であるほか、邑楽郡で取り組んできた災害時相互支援に変わる仕組みについて検討を行う必要がある。
- ③ デジタル社会においてセキュリティ対策は必要不可欠なものであり、その継続性・持続性がますます重要となっており、徹底した情報セキュリティ対策が必要である。

2. 取組方針

- ① 現行の公共施設予約状況表示システムが2024年11月で終了となり、切り替えのタイミングでオンライン予約可能な仕組みの構築を行っていくほか、AI技術について、フロントヤード/バックヤードでの活用方法の検討を行っていく。
- ② システム構築やクラウド接続サービスの調達などのほか、各業務で保有するデータを確実に移行すること、標準化対象外システムとの連携テストなど関係部署との連携、ディザスタリカバリ環境の検討を行っていくほか、自庁内での備えについて検討していく。
- ③ 定期的なセキュリティ研修やインシデント対応訓練を重ね、セキュリティ対策の徹底を図るほか、セキュリティ監査によりその効果を確認していく。

3. 中間レビュー

- ① 議事録作成等で利用できるAIを活用したICレコーダーを導入し活用を始めたほか、サービスが終了する施設予約状況表示システムにかわり、LINE拡張機能を利用した予約システムの設計構築を各施設担当と進め、サービス切り替え時に合わせられるよう引き続き進捗を図っていく。
- ② システムの標準化により帳票類も標準化・統一化されるため、既存帳票の利用状況や様式の根拠など洗い出しを行った。また、災害対策サイトの必要性を検証した結果、災害時等は別途、オンプレミスでの災害対策サーバを構築する必要が判明し、引き続き機器構成や機能について検討を行っていく。
- ③ 県内共同利用のセキュリティクラウドのインシデント対応訓練では外部からの不審なファイルを開封したことによるウイルス感染を想定した訓練を実施したほか、e-learningによる情報セキュリティ研修の受講開始やセキュリティ自己点検の実施など、情報セキュリティに対する意識付けを行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
多文化協働課	福田 雅美
1. 現状と課題	
<p>① 協働のまちづくりについては、「協働のまちづくり推進指針」に基づき、各種制度の周知を図り、住民の意識啓発と参画機会の創出を図る必要がある。また、人材バンクの周知を図り、登録者の活用を促進する必要がある。</p> <p>② 人権施策については、複雑化、多様化する社会に対応するための施策を調査研究するとともに、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念、及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、差別のない社会の実現に向けた人権教育・啓発の推進を図る必要がある。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」の進行管理を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を図る必要がある。また、「第五次大泉町男女共同参画推進計画」の策定に向けた検討を行う必要がある。</p> <p>④ 多文化共生については、多国籍化する住民と行政との顔の見える関係をつくり、誰もが安心して生活できるようにする必要がある。また、地域や関係各課・機関等と情報共有を図り、連携した取組が必要である。</p> <p>⑤ 外国人集住都市会議については、必要な施策について国や関係機関等へ提言を行うため、関係各都市と情報共有、課題研究等の連携を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 協働のまちづくりについては、「元気な地域支援事業」と「協働のまちづくり事業提案制度」を周知し、活用促進を図り、住民活動団体等を支援していく。また、講演会やセミナーを開催し意識啓発を行う。人材バンクについては、制度の周知を行い登録者の活用促進を図る。</p> <p>② 人権施策については、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権問題に対する正しい理解の普及と、差別の解消を目指す取組を推進する。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」の進捗状況の確認を行うとともに、男女共同参画意識の啓発を図るため各種事業を実施する。また、「第五次大泉町男女共同参画推進計画」の策定に向けアンケート調査を行う。</p> <p>④ 多文化共生については、外国人に日本の制度やルール・マナーを正しく理解してもらえるよう、多言語での情報発信を行うとともに、地域交流会、多文化共生懇談会や文化の通訳養成講座等を開催し、各国のキーパーソンの発掘や連携した関係づくりを進める。また、多文化共生コミュニティセンターを活用し、外国人の相談や情報の提供・収集を行う。さらに、相互理解を深めるため、海外都市と友好親善を図り、文化交流や情報収集を行う。</p> <p>⑤ 外国人集住都市会議については、関係各都市との情報共有、課題研究等をブロックリーダーとして取りまとめ、連携を図るとともに、必要に応じて国や関係機関等への働きかけを行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 協働のまちづくりについては、町広報紙や住民活動支援センターホームページで制度の周知を行うとともに、6月にセミナーを開催し、協働に関する意識啓発を行った。上半期においては、「元気な地域支援事業」7件、「協働のまちづくり事業提案制度」1件の採択と人材バンク4件の利用があった。引き続き、制度の周知啓発に努め、住民活動団体等の支援を行い活用を促進していく。</p> <p>② 人権施策については、人権擁護委員、人権教育啓発員や地域公民館長に、性の多様性についての研修を行った。引き続き、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権問題に対する正しい理解の普及と差別の解消を目指す取組を推進していく。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」に基づき、各課の令和5年度の取組の進捗管理を行った。6月の男女共同参画週間には啓発図書コーナーを設置するとともに、多様に配慮した地域防災力アップに関するセミナーを開催した。引き続き、意識啓発を図るとともに、第五次計画策定に向けたアンケート調査を進めていく。</p>	

- ④ 多文化共生については、外国籍住民が多く集まる機会を活用して多文化共生懇談会を6回開催した。ブラジル移動領事館や外国籍生徒対象の進路説明会等に加え、外国人従業員を雇用する企業と連携し情報提供を行った。また、文化の通訳養成講座については、2回開催し、各種制度や生活ルール等の情報を発信しつつ、キーパーソンの育成・発掘に努めた。さらに、外国人との相互理解を深め、友好親善を図るため、ネパールへの現地視察を行った。
- ⑤ 外国人集住都市会議については、新たに2ブロック体制での活動開始に向けた全体会議を1回、本町がブロックリーダーとしてブロック会議を1回開催し、今後の調査研究に向けた協議を行った。また、国の多文化共生施策に関する交付金の減額を受け、会議体として「国の財政支援に関する緊急提言」を行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
Ⅲ2 協働のまちづくりの推進	協働推進事業
Ⅲ3 多文化共生の推進	多文化共生懇談会推進事業
	多文化共生コミュニティセンター管理運営費
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業